○大阪市住宅供給公社緊急補修工事等成績評定通知及び公表要領

制　　定　平成20年９月24日
最近改正　令和８年３月31日

（目的）
第１条　この要領は、「大阪市住宅供給公社緊急補修工事等成績評定要領」に基づき作成する成績評定及び総合成績評定（以下「成績評定等」という。）の結果について、緊急補修業者への通知及び公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（成績評定等の通知及び公表）
第２条　理事長は、成績評定を定めた場合は「緊急補修工事等成績評定通知書」（様式１）、また総合成績評定を定めた場合は「緊急補修工事等総合成績評定通知書」（様式２）により、当該緊急補修業者が担当する業種における成績順位とともに、緊急補修業者に対し、速やかに通知及び公表を行う。
（説明請求）
第３条　前条に規定する通知を受けた緊急補修業者は、通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日、１月２日、１月３日、日曜日及び土曜日に当たるときは、その翌日）以内に書面により、理事長に対し成績評定等について説明を求めることができる。
（説明請求に対する回答）
第４条　理事長は、前条に規定する説明を求められた場合、速やかに「緊急補修工事等の成績評定等に係る説明書」（様式３）により、回答する。
（公表の方法）
第５条　公表は、「緊急補修工事等成績評定通知書」及び「緊急補修工事等総合成績評定通知書」の写しの閲覧による。
（公表の期間）
第６条　公表の期間は、第２条の公表の日から当該公表年度の翌年度末までとする。

附　則
この要領は、平成20年９月24日から施行する。

附　則
１　この要領は、平成24年４月１日から施行する。
２　この要領は、平成24年４月１日以降に作成する成績評定等について適用する。

附　則
この要領は、平成30年４月１日から施行する。

附　則
この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

様式１　緊急補修工事等成績評定通知書

様式２　緊急補修工事等総合成績評定通知書

様式３　緊急補修工事等の成績評定等に係る説明書

様式1

大市住公第　　号
令和　　年　　月　　日

契約の相手方
所　在　地
商号又は名称
代表者氏名　　様

大阪市住宅供給公社
理事長

緊急補修工事等成績評定通知書

貴社が実施した緊急補修工事等について、大阪市住宅供給公社緊急補修工事等成績評定通知及び公表要領に基づき、次のとおり成績評定結果を通知します。

1. 業　　種

2. 評定期間　　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

3. 成績評定結果　　点／100点　　位／　　社

4. 説明請求送付先及び手続等の問合せ先　　〒530－0041　大阪市北区天神橋6丁目4番20号
住まい情報センター　6階
大阪市住宅供給公社　住宅管理部（担当課）　宛
TEL

様式2

大市住公第　　号
令和　　年　　月　　日

契約の相手方
所　在　地
商号又は名称
代表者氏名　　様

大阪市住宅供給公社
理事長

緊急補修工事等総合成績評定通知書

貴社が実施した緊急補修工事等について、大阪市住宅供給公社緊急補修工事等成績評定通知及び公表要領に基づき、次のとおり令和　年度から令和　年度の総合成績評定結果を通知します。

1. 業　　種

2. 評定期間　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

3. 総合成績評定結果　　点／100点　　位／　　社

4. 説明請求送付先及び手続等の問合せ先　〒530－0041　大阪市北区天神橋6丁目4番20号
住まい情報センター　6階
大阪市住宅供給公社　住宅管理部（担当課）　宛
TEL

様式3

大市住公第　　号
令和　　年　　月　　日

契約の相手方

商号又は名称
代表者氏名　　様

大阪市住宅供給公社
理事長

緊急補修工事等の成績評定等に係る説明書

令和　　年　　月　　日付けで貴社から説明を求められました評定内容につきまして、次のとおり回答します。

なお、再説明を求めることはできません。

疑義に対する回答

貴社がこの説明を受けられた日は次のとおり扱います。
・ 直接お渡しした場合は、この説明書をお渡しした 令和　　年　　月　　日 です。
・ 郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。